

23SCVB第959号

平成24年 1月31日

社団法人さいたま観光コンベンションビューロー

会 員 各 位

社団法人さいたま観光コンベンションビューロー

専務理事 齊 藤 正 一

会長職務代行者の設置について（お知らせ）

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃より当ビューローの運営につきましては、格別なるご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、清水会長が、1月28日逝去されました。

つきましては、ビューロー定款第14条第2項の規定により、副会長 本田秋満 氏を会長職務代行者とし、その職務を代行することになりましたので、お知らせいたします。

【参考】

社団法人さいたま観光コンベンションビューロー定款

第14条第2項 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、理事会があらかじめ指名した順序に従い、その職務を代行する。

問合せ先

総務担当

電話048-647-8338